

令和8年度 畑地化促進事業について

1 事業概要

水田を畠地化（水田活用の直接支払交付金の対象水田から除く取組）して、高収益作物や畠作物の本作化に取り組む農業者を支援します。

本事業において畠地化した水田は、永年にわたり水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成・産地交付金等）の対象外となります。

2 支援内容

ア. 畠地化支援

水田を畠地化して、高収益作物や畠作物を生産・販売する取り組みを支援する。

イ. 定着促進支援

畠地化した圃場において高収益作物及び畠作物生産の定着化の取り組みについて、5年間継続して支援する。

ウ. 土地改良区決済金等支援

畠地化に伴い土地改良区に地区除外決済金等を支払う必要が生じた場合に、定額支援する。

	ア. 畠地化支援	イ. 定着促進支援	ウ. 土地改良区決済金等支援
畠作物 (麦、大豆、そば、飼料作物、子実用とうもろこし、野菜、果樹、花き等)	7万円/10a	2万円/10a×5年間 または 10万円/10a（一括交付）	定額支援 (上限 25万円/10a) ※土地改良区に地区除外決済金を支払う場合のみ
		3万円/10a×5年間 または 15万円/10a（一括交付） ※加工・業務用野菜等の場合	

3 取組要件

- 申請する圃場において、前年度に主食用米又は水田活用の直接支払交付金の対象作物（交付金の交付を受けているもの）を作付していること
- 申請する圃場において、5年間は本事業の対象作物を作付し、出荷・販売を行うこと
- 申請する圃場が概ね団地化されていること
※団地：畦畔で接続している、水路及び農道で囲まれた区画内、などの要件を満たす2つ以上の圃場の組

対象作物	団地化要件
畠作物	概ね 50a 以上 団地化された圃場の合計が または 概ね 5 筆以上

- 申請する圃場が借入地の場合、農地の管理者から当該事業に申請することについて了承を得ていること

4 留意事項

- 本事業の取組要望がある場合、令和8年2月13日（金）までに郡山市農業再生協議会事務局へ要望調書を提出してください。また、締切以降は隨時、ご相談ください。
- 本事業は面積や取組作物に応じてポイントが配分され、ポイントが上位の生産者から予算の範囲内で採択となりますので、申請を行っても支援を活用できない場合があります。（畠地化促進事業が不採択となった場合は、水田活用の直接支払交付金の対象となります。）
- 本事業において取組を実施した圃場については、5年間、対象作物を作付する必要があります。**実単収が郡山市の基準単収の1/2に満たない場合や、収穫皆無の場合は「理由書」、「栽培日誌」等の提出が必要です。自然災害等の合理的な理由でない場合は、交付金を返還することになります。自然災害、鳥獣被害の場合も写真等で必ず被害状況を記録してください。**
- その他、不明点及び詳細については下記へお問い合わせください。

問い合わせ先：郡山市農業再生協議会（郡山市農商工部農業政策課）

TEL：024-924-2201／FAX：024-938-3150